

令和4年度に新しい冊子を発行しました 古文書解説冊子を販売中です

生涯学習課 文化振興係 ☎(232)4917

菊陽町古文書を読む会と菊陽町文化財保護委員の前田千佳子さんの協力の下、18世紀頃から鉄砲小路に伝わる記録などを解説した冊子を発行、販売しています。ぜひ手に取って見てみてください。

販売中の古文書解説冊子

◆「諸御用日記」(全14巻発行)

細川藩政下でやり取りされた文書の記録が16冊現存しており、当時の鉄砲小路の人々の生活状況や、藩や幕府の様子を垣間見ることができます。上段に日記の写真、下段に解説文と内容などが掲載されています。

◆「鉄砲小路」(全3巻発行)

鉄砲小路の由来や勤め(奉公)の内容、役職、武芸、跡式(相続)などの記録です。

◆「菊陽町における文政、明治初期の神社、仏堂」
特に約200年前の文政年中に調査された神社、仏堂調査の記録では、上段に文書、下段に解説文と間取りの絵図も掲載されています。



◆「戸籍先祖附・明治初期の大合併」<new>
明治9年に行われた村の合併の歴史が明らかになりました。本書には時代の世相を読み取ることができる先祖附と、合併の記録の解説文が掲載されています。

購入について

◆販売価格 1冊700円(町内在住者500円)

◆購入方法(直接購入または郵送)

- ①生涯学習課窓口
- ②メールやFAXにて申し込む
(代金の振り込みが確認できたら、着払いで郵送します。)

その他

- ◆菊陽町図書館、中央公民館、各町民センターで閲覧が可能です。
- ◆申込書様式など詳しくは町ホームページをご覧ください。



菊陽北小学校放課後 児童クラブが完成

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

令和4年7月から整備を進めてきた放課後児童クラブ(学童保育所)の専用施設が完成しました。建物の概要は、鉄骨2階建て、延床面積558.48㎡の4クラブです。

4月からは、ふれあいの森研修センターで行われていた放課後児童クラブも新しい施設に移行しています。

4クラブ整備されました→



広めの駐車場も整備されました



ごみ処理業務を広域連合に移管

菊池広域連合と 菊池環境保全組合が統合

菊池広域連合事務局 ☎0968(38)0171

4月3日、菊池広域連合と菊池環境保全組合の統合記念式が開催されました。

菊池地域2市2町を管轄区域とする両団体は、事務の効率化と経費の削減のため、統合協議を進めてきました。

荒木連合長は「消防、し尿処理、火葬、介護認定などの業務に、ごみ処理業務が加わり連合の重要性が増した。地域住民の皆さまがこれまで以上に安心して生活を送ることができるよう、全力を尽くしたい」とあいさつしました。



事務引継書を手にする荒木連合長(右から2人目)



税のお知らせ



固定資産税と軽自動車税、 自動車税種別割の 納税通知書を送付します

固定資産税・軽自動車税
税務課 固定資産税係 ☎(232)4911
自動車税種別割
県北広域本部 総務部 収税課
☎0968(25)4116
県自動車税事務所 ☎(368)4020

各納税通知書を5月上旬にお送りします。納税通知書が届かない場合は、ご連絡ください。

◆課税対象者

固定資産税	毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者
軽自動車税	4月1日現在の所有者
自動車税種別割	



自動車税種別割についてのQ&A



県税の納付方法

4月から地方税QRコードを 利用した納付を開始します

税務課 ☎(232)4911

4月から、これまでの納付方法(窓口納付、口座振替、コンビニエンスストア、スマートフォン決済)に加えて、納付書に印字される地方税統一QRコードで、地方税統一QRコード対応金融機関で納付できます。また、スマートフォンやパソコンから、地方税共同機構が開設した「地方税お支払いサイト」から、さまざまな方法で納付できます。詳しくは「お支払いサイト」で確認してください。



お支払いサイトはこちらから

※4月現在、固定資産税と軽自動車税(種別割)が納付できます。

軽自動車税の障がい者減免

税務課 固定資産税係 ☎(232)4911

◆対象車両

- ①身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者が所有する軽自動車
- ②身体障がい者(18歳未満)・精神障がい者・知的障がい者と同一生計の人が所有する軽自動車

◆車両台数 普通車を含め1台のみ

◆手続き場所 税務課

※西部支所では申請できません。
※前年度に減免を受けている車両は、郵送でも構いません。

◆申請期限 5月24日(水)

申請期限を過ぎると、減免が受けられませんので注意してください。

◆必要なもの

- ①減免申請書
 - ②身体障害者手帳などの障害者手帳(郵送の場合は受付印が押印されている箇所のコピー)
 - ③運転免許証
 - ④自動車検査証(車検証)
 - ⑤軽自動車税納税通知書
 - ⑥印鑑
 - ⑦マイナンバーが分かる書類
- ※郵送の場合は、押印した①と、②、③、④、⑦の写しを送付してください。

